

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第21号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第22条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第27条の2を削る。

第28条第1項に次の1号を加える。

(3) 施設内の死獣処理に関する業務

第28条第2項第1号中「第1号」を「前項第1号」に改め、同項第2号中「第2号」を「前項第2号」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前項第3号に掲げる業務に従事する職員 800円

第28条第3項中「職員が」を「第1項第1号又は第2号に掲げる業務に従事した職員が」に改め、第4項の次に次の1項を加える。

5 前4項に定めるもののほか、奨励金の支給に関し必要な事項は別に定める。

第34条第1項ただし書中「職免規程」を「職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程（以下「職免規程」という。）」に改める。

第35条第4項を削る。

第36条、第37条及び第37条の4中「一般職員」を「職員」に改める。

第37条の8第1項中「指定職員」を「課長補佐及びこれに準じる者以上の職員」に改め、同条第2項中「職員の給料月額額の100分の10に相当する額」を「別表第7に掲げる額」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 職員が正規の勤務時間について勤務しない場合における管理職手当（前項本文に規定する支給額に係るものに限る。）の減額については、別に定めるものを除き、給料及び地域手当の減額の例による。この場合において、病気休務の期間については、職務に専

念する義務を免除されていないものとみなす。

第37条の10第1項中「指定職員」を「課長補佐及びこれに準じる者以上の職員」に改める。

第44条に次の1項を加える。

2 第35条から第37条の5までの規定は、課長補佐及びこれに準じる者以上の職員には適用しない。

附則第6項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第7（第37条の8関係）

属する職務の級	支給額
6級	41,500円
7級	45,400円
8級	50,000円
9級	55,200円

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局職員給与規程第37条の8第2項の規定による管理職手当の支給額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

(1) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 100分の100

(2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 100分の75

(3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 100分の50

(4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、この規程の施行の日の前日に当該職員がこの規程による改正前の京都市上下水道局職員給与規程第37条の8第2項の規定により受けていた管理職手当の支給額をいう。

(上下水道局総務部職員課)